

令和8年度 舞鶴市建設工事

一般競争（指名競争）入札参加資格（中間年度受付）審査申請要領 （市内建設業者 新規登録用）

令和8年度において、舞鶴市が発注する建設工事に係る入札等に参加しようとする方（市内業者：舞鶴市内に建設業法第3条の規定に基づく本店を有する方）は、以下の要領により申請を行ってください。

（令和7・8年度の競争入札参加者として登録されていない方が対象）

【重要：申請方法の変更について】

本年度より、申請方法はインターネットを利用した電子申請（Kintone FormBridge）に変更となりました。

従来の紙媒体の郵送・持参による提出はやむを得ない場合を除いて受け付けませんので、ご注意ください。

1. 申請の時期及び有効期間

申請受付期間

令和8年2月1日（日）～令和8年2月28日（土）

- 電子申請での受付は、期間最終日の日付分をもって終了します。
- 上記期間内に入力・送信が完了していないデータは受理できませんので、余裕をもって申請してください。
- 申請期間の終了間際に申請を行った結果、事業者様の使用するパソコン、通信回線、システム障害など、当市の責めに帰さない事由によるトラブルにより上記期間内に入力・送信が完了しなかった場合、当該データは受理できません。

資格の有効期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

2. 申請できない者（欠格要件）

次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書を提出するときに市税を滞納している者
- (5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (6) 資格審査申請書の提出期限の属する年の1月31日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以後に受けた直近の経営事項審査において審査対象に選択した直前2年又は3年の営業年度に完成工事高のない者

- (7) 資格審査申請書を提出するときまでに市が発注した建設工事に関する債務を履行していない者
- (8) 舞鶴市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者
- (9) 健康保険、年金保険及び雇用保険に加入していない者(適用除外の者を除く)

【注意】 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者には、市の建設工事の入札に参加する者に必要な資格は認められません。

3. 提出書類の準備

電子申請を行う前に、「5. 提出書類」を確認し、該当する書類をすべてご準備ください。

申請に際し、書類を電子データとしてフォームに添付していただく必要があります。以下の手順で書類をPDF形式に変換してください。

- ① 「市様式」と記載のある書類は、舞鶴市公式ホームページに掲載している様式をダウンロードしてください。

舞鶴市公式ホームページのトップページ>「事業者の方へ」>「入札参加資格」>「令和8年度一般競争(指名競争)入札参加資格審査の申請受付について」

- ② 該当する書類は、PDF形式（一部JPEG可）の電子データに変換してご用意ください。
- ③ 押印が必要な書類（申請書、委任状、誓約書）は、一度紙に出力して押印（契約時に使用する印鑑）した後、スキャナ等でPDF形式に電子化してください。
- ④ 1ファイルあたりの最大容量は 10メガバイト（10MB）以内です。容量がこれを超える場合は、申請フォームには添付せず、申請受付期間内（消印有効）に別途郵送により提出してください。

【送付先】 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市 総務部 契約検査室 契約課

※封筒に「差出人（業者名）」と「業者登録申請関係書在中」と記載してください。

4. 申請方法（提出フロー）

【電子申請フォームの掲載場所】

舞鶴市公式ホームページのトップページ>「事業者の方へ」>「入札参加資格」>「令和8年度一般競争(指名競争)入札参加資格審査の申請受付について」

【事前準備】

入力途中の一時保存ができません。あらかじめ電子申請フォームの入力項目を確認の上、入力を開始してください。

【申請方法】

- ①舞鶴市公式ホームページに掲載している電子申請フォームのURLをクリックしてください。
- ②必要な項目の入力及び必要な電子データの添付を行ってください。
- ③「回答ボタン」を押すと申請が完了します。「回答ボタン」を押すと元には戻れませんので、十分に内容を確認のうえ、「回答ボタン」を押してください。
- ④申請が完了すると、申請担当者のメールアドレスに回答完了のメールが届きます。

【修正方法】

一度申請した（回答ボタンを押したもの）申請内容をやむを得ず修正する場合は、回答完了メールに記載されたURLから回答内容を表示し、右上の「鉛筆マーク」から修正を行ってください。

ただし、修正は、申請受付期間内に限ります。

【注意】

- 複数の業種の登録を行う場合は、業種（工事、コンサルタント、物品・役務）ごとに申請を行ってください。
- 電子申請に使用した押印のある書類の原本は、資格の有効期間中（令和9年3月31日まで）申請者において適正に保管してください。
- 申請内容に不備がある場合は、舞鶴市契約課から確認の連絡をすることがあります。

5. 提出書類（一覧）

提出書類は、以下の一覧のとおりです。申請入力を行う前にあらかじめご準備ください。

【重要】提出書類は、PDF形式（一部JPEG可）の電子データに変換し、申請フォームに添付してください。

【提出区分の凡例】

- 「○」 必須書類
- 「▲」 該当する場合に提出

No.	提出書類名	提出区分	備考・注意事項
1	建設工事競争入札参加資格審査申請書【市様式】	○	● 市のホームページからダウンロードした市様式に内容を記入・押印したもの。【.pdf】 ● Kintone FormBridgeで入力する内容と一致させてください。

2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○	● 審査基準日が令和6年7月1日から令和8年1月31日までのもので最新のもの（再審査を含む。）【.pdf】 ● 総合評定値Pの記載があるもの
3	建設業許可通知書 又は 建設業許可証明書	○	● 有効期限内のもの【.pdf】 ● 更新中の場合は受付印又は受理証明のある建設業許可申請書
4	専任技術者一覧表（営業所の専任の技術者）	○	● 建設業許可申請に係る「専任技術者一覧表（別紙（4））」又は「専任技術者証明書（様式第8号）」【.pdf】
5	工事経歴書	○	● 直近1年間の主な完成工事及び未成工事の実績（経営事項審査申請時の様式第2号など）【.pdf】 ● 入札を希望する業種に係るもの
6	技術職員名簿	○	● 経営事項審査申請時の技術職員名簿【.pdf】 ● 現時点で上記の技術職員名簿の技術者及び資格に変更がある場合は、修正・追加を記入（追加がある場合は、その内容に応じて雇用関係（別紙参照）及び技術者資格等が確認できる書類を添付） ● 新しく実務経験の追加がある場合は、実務経験を証する証明書（舞鶴市様式）及び実務経験証明書（建設業法第3条関係様式第9号参照）（舞鶴市ホームページ掲載）を添付
7	現場代理人名簿【市様式】	▲	【提出対象者】（6）技術職員名簿に記載されている方以外で、申請者と直接的な雇用関係にあり、請負工事の現場代理人となり得る方がいる方 ● 雇用関係を確認できる書類（別紙参照）【.pdf】を添付
8	監理技術者資格者証	▲	【提出対象者】 特定建設業の許可を有する方 ● 監理技術者資格者証（表裏）【.pdf】
9	納税証明書（市税）	○	● 市税の滞納のない証明書【.pdf】。発行日が令和7年11月1日以降のもの ● 舞鶴市役所の収納推進課、西支所又は加佐分室で発行可

10	納税証明書（消費税及び地方消費税）	○	● 未納の税額がないことの証明（その3、その3の2、その3の3のいずれか）【.pdf】 ● 発行日が令和7年11月1日以降のもの ● 税務署窓口又はオンライン請求で発行可
11	登記事項証明書	▲	【提出対象者】法人 ● 履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書のいずれか【.pdf】 ● 発行日が令和7年11月1日以降のもの
12	身分証明書	▲	【提出対象者】個人事業主 ● 本籍地の市町村長発行のもの ● 日本国籍の場合は身分証明書、外国籍の場合は住民票（マイナンバーの記載なし）【.pdf】 ● 発行日が令和7年11月1日以降のもの ● 免許証、保険証等は不可
13	1級又は2級舗装施工管理技術者資格者証	▲	【提出対象者】舗装工事の入札の参加を希望される方 ● (財)道路保全技術センター又は(一社)日本道路建設業協会発行の資格者証【.pdf】
14	舞鶴市浄化槽設置工事に係る書類	▲	【提出対象者】舞鶴市が発注する浄化槽設置工事の入札に参加を希望される方 ● 次の(1)～(3)のいずれかを提出【.pdf】 (1) 特例浄化槽工事業者届出書又は特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書のいずれか新しいもの (2) 浄化槽設備士の浄化槽設備士免状又は浄化槽設備士証及び雇用関係が確認できる書類 (3) 下水道排水設備指定工事業者の認定書 【舞鶴市浄化槽設置工事の入札参加資格】 次のすべての要件を満たす方で、本市の登録を受けた方です。 (1)舞鶴市内に本社を有する者で、当該年度の建設工事競争入札参加資格の「管工事」に登録可能なものであること。※1 (2)管工事の建設業許可を受けていること。 (3)浄化槽法の規定による京都府知事への届出(特例浄化槽工事業者)をしていること。 (4)浄化槽設備士を常時、直接雇用していること。 (5)舞鶴市公共下水道条例に基づく下水道排水設備指定工事業者の指定を受けていること。 (6)建設業法、浄化槽法その他関係法令に違反なく工事施工が可能なこと。 ※1 入札参加資格審査申請において、新規に「管工事」を申請される場合は、経営事項審査において管工事の完成工事高がないと申請を行うことはできませんが、「舞鶴市浄化槽設置工事の管

			工事」に限り、「土木一式」、「建築一式」の登録申請業者が申請時点で管工事の建設業許可を有している場合は、当該申請を認めることとします。
15	ISO登録証	▲	【提出対象者】ISO9001又はISO14001を取得している方 ISO登録証【.pdf】
16	KES・環境マネジメント・システム・スタンダード登録証	▲	【提出対象者】KESの認証（ステップ1又はステップ2）を取得している方 特定非営利活動法人KES環境機構の認定が確認できる登録証【.pdf】 ただし、（15）ISO登録証を提出される方は、（16）KESによる加点はありませんので提出不要です。
17	不当要求防止責任者講習に関する京都府公安委員会発行の受講修了書	▲	【提出対象者】令和3年4月以降に不当要求防止責任者の受講を修了している方 - 令和3年4月以降に京都府公安委員会が発行した受講修了書【.pdf】 - 修了者が入札参加資格の申請時において、当該事業者に所属している者であること
18	保護観察対象者等雇用に関する証明書	▲	【提出対象者】保護観察対象者等を雇用している方 - 京都保護観察所が発行する保護観察対象者等雇用に関する証明書【.pdf】 - 発行日が令和8年2月1日以降のもの - 証明書の主な発行要件は以下のとおり ①令和8年1月31日（以下「基準日」という。）時点で京都保護観察所に協力雇用主登録がされていること。 ②同一の保護観察対象者等との直接的かつ恒常的な雇用関係が基準日時点で3ヶ月以上継続していること。 - 他都道府県の保護観察所が発行する証明書は対象とはなりません。
19	誓約書【市様式】	○	- 暴力団員等及び暴力団密接関係者の排除に関して誓約書を提出してください。 - 市のホームページからダウンロードした市様式に内容を記入、押印【.pdf】 - 委任の有無にかかわらず、代表者名で作成してください。

20	事業協同組合員名簿	▲	【提出対象者】事業協同組合 中小企業庁の官公需適格組合証明（証明基準3-①の別：イ）を受けており、「事業協同組合に係る総合点数の算定に関する特例」の適用を希望する場合は、名簿と併せて「官公需適格組合審査対象者名簿」及び「官公需適格組合証明書」【.pdf】を提出
21	舞鶴市競争入札参加資格審査申請委任状【市様式】	▲	【提出対象者】行政書士による代理申請（申請者本人（本社）が申請代理人（行政書士）に申請手続きについての代理権を授与し、申請代理人が申請行為を行うこと）を行う方 市のホームページからダウンロードした市様式に内容を記入、押印【.pdf】

6．審査結果

審査の結果、有資格者として登録された場合は、令和8年4月上旬（予定）に舞鶴市ホームページと市政情報コーナーの「入札参加有資格者名簿」に掲載します。

審査結果は、格付けを付して後日通知します。

7．行政書士による代理申請

舞鶴市の入札参加資格申請において、行政書士による代理申請を行うことができます。

代理申請とは、申請者本人（本社）が申請代理人（行政書士）に申請手続きについての代理権を授与し、申請代理人が申請行為を行うことをいいます。

代理申請を行う場合は、5.提出書類のとおり「舞鶴市競争入札参加資格審査申請委任状【市様式】」が必要です。

8．インターネット環境がない事業者様への対応

原則としてインターネットによる申請をお願いしておりますが、インターネット環境がないなどやむを得ず電子申請ができない場合は、郵送での申請を受け付けます。

郵送での申請を希望される場合は、下記問い合わせ先へお電話でご予約の上、舞鶴市総務部契約検査室契約課まで申請書類を受け取りにお越しください。

9. 問い合わせ先

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市 総務部 契約検査室 契約課
TEL：0773-66-1065（直通）
FAX：0773-62-9894
E-mail：keiyaku@city.maizuru.lg.jp

〈開庁時間と電話受付時間の変更のお知らせ〉
令和8年1月13日から、開庁時間と電話受付時間が午前9時から午後4時30分までになります。

電子入札システムへの利用者登録について

舞鶴市では、京都府の電子入札システムを利用して電子入札を行っています。原則として利用環境の整っている方は、令和8年4月以降に「舞鶴市」の利用者登録をお願いします。

舞鶴市ホームページに電子入札の利用者登録について掲載していますので、こちらをご覧ください。<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/shigoto/0000001076.html>

入札参加資格の変更手続きについて

- (1) 申請後に、商号、所在地、代表者、受任者等に変更が生じた場合は、速やかに「変更届」（様式は舞鶴市ホームページからダウンロードできます。）を郵送により提出してください。

変更事項	添付書類
商号又は名称 所在地 代表者 電話番号、FAX番号	- 建設業許可の変更届の写し（管轄土木事務所の受付印のあるもの） - 法人の場合は、登記事項証明書
建設業許可番号、許可年月日、許可区分	許可通知書の写し
受任者	委任状
営業所の専任の技術者	建設業許可申請に係る「専任技術者一覧表（別紙4）」もしくは「専任技術者証明書（様式第8号）」の写し
技術者・現場代理人名簿	- 追加の場合は資格を証する書類（技術者のみ）及び雇用関係を確認する書類（保険者から発行された資格確認書の写し等） - 削除の場合は任意の様式で構いません。

- (2) 入札参加資格を持つ方が、次のような場合等に該当し、その資格の承継を希望するときは、建設業許可の手続き後、直ちに「承継申請書」を契約課に提出してください。

事項	承継できる方
建設業者（個人）が死亡したとき	相続人
建設業者（個人）が老齢又は疾病のため建設業に従事できなくなったとき	2親等以内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
個人が法人を設立したとき	設立された法人
協同組合等解散し、法人を設立したとき	設立された法人

※ 添付書類等の詳細は、契約課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市 総務部 契約検査室 契約課
TEL：0773-66-1065（直通）
FAX：0773-62-9894
E-mail：keiyaku@city.maizuru.lg.jp